

## 尾張旭市消防業務検討委託業務公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市の消防業務検討委託業務を実施するに当たり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

### 1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市消防業務検討委託業務」（以下「本業務」という。）について、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行います。

### 2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 業務概要

#### (1) 委託業務名

尾張旭市消防業務検討委託業務

#### (2) 業務内容

別添「尾張旭市消防業務検討委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和2年3月27日（金）まで

### 4 見積限度額

3,000,000円（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 5 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (5) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。
- (6) 過去5年以内において国の機関又は他の自治体において、本業務と類似した業務形式の受託実績を有する者であること。

## 6 選定日程

業者選定日程は、次のとおりとする。

| 内容              | 日時                  |
|-----------------|---------------------|
| 公募開始(市ホームページ掲載) | 7月9日(火)             |
| 提案者募集期間         | 7月9日(火)から7月23日(火)まで |
| 資料貸与期間          | 7月9日(火)から7月26日(金)まで |
| 質問受付期間          | 7月9日(火)から7月16日(火)まで |
| 質問回答期日          | 7月19日(金)            |
| 参加表明書提出期限       | 7月23日(火)            |
| 企画提案書等提出期限      | 7月26日(金)            |
| 選定結果通知          | 8月上旬                |
| 契約に関する協議        | 別途通知                |
| 契約締結            | 8月中旬                |

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

※ 書面による審査のみを実施し、プレゼンテーション審査は実施しない。

## 7 資料の貸与について

本プロポーザルへの参加事業者には、「消防庁舎整備基本方針」等を次の要領で貸与する。

### (1) 貸与期間

令和元年7月9日(火)から令和元年7月26日(金)まで

### (2) 貸与場所及び方法

尾張旭市消防本部消防総務課にて直接又は郵送

※ 直接の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

### (3) 返却日及び方法

令和元年7月26日(金)までに直接又は郵送で尾張旭市消防本部消防総務課に返却する。

### (4) 注意事項

ア 図書の複製、撮影等は不可とする。

イ 貸与を受けた者は、貸与名簿に事業者名、氏名、連絡先等を記載すること。

## 8 質問の受付等

質問については、次の要領で提出すること。

### (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入の上、下記電子メールアドレス宛てに提出すること。

### (2) 提出期限

令和元年7月16日（火）正午まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (3) 提出先

尾張旭市消防本部消防総務課

電子メールアドレス syoubou@city.owariasahi.lg.jp

※ 件名に「質問書：尾張旭市消防業務検討委託業務」と明記すること。

### (4) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、参加者全員に対して、令和元年7月19日（金）午後5時15分までに電子メールにより回答する。

ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 9 提出書類の様式

### (1) 参加表明書（様式1）

### (2) 会社概要（様式2）

### (3) 業務実績（様式3）

### (4) 業務実施体制（様式4）

### (5) 予定技術者調書（様式5）

### (6) 企画提案書表紙（様式6）

### (7) 質問書（様式7）

### (8) 辞退届（様式8）

## 10 参加表明等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出期限

参加表明書：令和元年7月23日（火）午後5時15分まで（必着）

その他の書類：令和元年7月26日（金）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

### (2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

| 提出書類         | 提出部数等                         | 提出期限                           |
|--------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 参加表明書（様式1）   | 原本1部                          | 7月23日（火）                       |
| 会社概要（様式2）    | 原本1部（クリップ留め）<br>写し6部（ホッチキス留め） | 7月26日（金）<br>※企画提案書と合わせて提出すること。 |
| 業務実績（様式3）    |                               |                                |
| 業務実施体制（様式4）  |                               |                                |
| 予定技術者調書（様式5） |                               |                                |

- (3) 提出書類に関する留意事項  
業務実績（様式3）は、元請として実施したものを対象とすること。
- (4) 提出場所  
尾張旭市消防本部消防総務課
- (5) 提出方法  
持参又は郵送

## 11 企画提案

企画提案については、企画提案書を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限  
令和元年7月26日（金）午後5時まで（必着）  
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。
- (2) 提出書類  
提出書類は、次のとおりとする。

| 提出書類          | 提出部数等         | 提出期限               |
|---------------|---------------|--------------------|
| 企画提案書表紙（様式6）  | 原本1部（クリップ留め）  | 7月26日（金）<br>午後5時まで |
| 企画提案書（様式任意）   | 写し6部（ホッチキス留め） |                    |
| 見積書（様式任意）※要押印 | 1部提出          |                    |

- (3) 企画提案書の記載に関する留意事項。
- ア 様式規格はA4規格の縦（A3規格の折込可）とし、片面4ページ以内で提案意図を明確に伝えること。  
※ A3規格の折込を用いる場合であっても、当該資料を含めて片面5ページ以内とすること。
- イ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- ウ 企画提案書の基本的な内容  
以下の事項についての提案を含め、事項順に記載すること。
- (ア) 消防業務検討に関する考え方  
(イ) 業務全体のプロセス  
(ウ) 社会情勢が消防業務に与える影響に関する考え方  
(エ) 救急需要に対応した救急車運用台数検討の手法とその考え方  
(オ) 消防需要に対応した消防車運用台数検討の手法とその考え方

- (カ) 消防職員数検討の手法とその考え方
- (キ) 消防拠点施設の方向性検討に当たっての考え方

#### (4) 見積書

- ア 見積金額については、見積限度額の範囲内で仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。
- イ 内訳金額は、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。
- ウ 提出の様式は特に問わず、また枚数も自由とする。
- エ 税率については、10%で計算すること。

#### (5) 提出場所

尾張旭市消防本部消防総務課

#### (6) 提出方法

持参又は郵送

### 12 企画提案書の審査

#### (1) 審査方法

企画提案書については、評定審査員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定する。

なお、配点は品質提案95点、価格提案5点の合計100点とし、審査基準表は別紙のとおり。

#### (2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、審査結果を本市のホームページに掲載し、公表する。

#### (3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

### 13 契約の締結

- (1) 企画提案書に記載された項目については、原則契約時の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合には、最も優れた提案を行った事業者との協議により、契約を締結する段階で項目を追加、変更及び削除する場合があります。

- (2) 事業者との協議の上、最終見積書の提出を受け、委託内容を決定して契約を締結する。ただし、最も優れた提案を行った事業者と協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として協議を行うものとする。

- (3) 契約の締結については、「尾張旭市業務委託契約約款」に基づくものとする。

### 14 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を事前に

電話連絡の上、担当窓口に直接持参すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもすることはない。

#### 15 その他の留意事項

- (1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 提案書に記載された内容は、特に断りがない限り、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (9) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (10) 本業務の実施に当たり疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (11) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (12) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても本プロポーザルでの選定を実施する。

#### 16 連絡先

尾張旭市消防本部消防総務課庶務係

住 所：〒488-0802

尾張旭市東大道町曾我廻間2301番地1

電 話：0561-51-0860（直通）

FAX：0561-51-0873

e-mail：syoubou@city.owariasahi.lg.jp